

○岡企画官 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第181回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は1つでございます。

議題1「令和3年改正個人情報保護法 政令・規則・民間部門ガイドライン案について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和3年改正個人情報保護法 政令・規則・民間部門ガイドライン案について、御説明を申し上げます。

まず、資料につきましては、資料1-1としまして、政令・規則・民間部門ガイドラインの改定案の概要、資料1-2として政令案、資料1-3としては、政令案の新旧対照表、資料1-4として規則案、資料1-5から資料1-9として、それぞれ民間部門におけるガイドラインの通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、仮名加工情報・匿名加工情報編、認定個人情報保護団体編といった形でお配りしております。

資料1-1に基づいて、それぞれ案の概要を御説明申し上げたいと思っておりますけれども、具体的な条文や記載内容については、資料1-2から1-9を併せて御参照いただければと考えてございます。

また、資料1-2以降の各案につきましては、本日、御審議の上、御了承いただければ、意見公募手続の実施をしたいと考えているところでございます。

それでは、資料1-1について御説明いたします。

まず、1ページ目により、今回お諮りする対象をお示ししております。

令和3年の改正個人情報保護法におきまして、国の行政機関、独立行政法人等を対象とする規律は、令和4年春の施行が予定されておりますところ、これに係る政令、規則について、今般、案を作成し、お諮りしております。

また、令和3年改正により、独立行政法人等のうち、学術、医療分野のものにつきましては、いわゆる規律移行法人としまして、基本的には、民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用されることとされたほか、学術研究機関等に係る規律について、見直しが行われたところでございます。

以上の改正内容を踏まえまして、今般、民間部門のガイドライン各編についても、改正を行うこととしているところでございます。

以上の改正案に関しましては、令和3年改正個人情報保護法の施行と併せまして、令和4年4月1日の施行とすることを検討しているところでございます。

このほか、令和3年改正個人情報保護法のうち、地方公共団体及び地方独立行政法人を対象とした規律に係る政令、規則、また、個人情報の保護に関する基本方針、更に、公的部門ガイドライン等につきましては、今後、順次整備することを予定しております。

続きまして、2ページ目において、今般お諮りする政令・規則の案の概要について、お示しをしております。

国の行政機関等を含む公的部門における規律につきましては、本年6月に開催した、第176回個人情報保護委員会においてお示した、公的部門、これは、国の行政機関、独立行政法人等に加えて地方公共団体等も含むものでございますけれども、それらにおける個人情報保護の規律の考え方といったものを踏まえ、行政機関個人情報保護法等の現行の規律を踏襲した部分については、現行の法令に基づく規律を踏襲することといたしまして、既存の政令・規則と同様の規律を整備することとさせていただきます。

お示ししている改正案、資料1-2から資料1-4まででございますけれども、改正案におきましては、大半の改正事項は、これに該当するものであると、そういうふうに整理をしております。

他方で、令和3年改正法で、行政機関個人情報保護法の相当する規定に比較して、規律の充実ですとか、また、適用関係の整備を図った部分であるとか、あとは、民間部門に関する令和2年改正を踏まえるなどして、行政機関等に関する新たな規律を設けた部分につきましては、令和3年改正法の趣旨ですとか、令和2年の個人情報保護法の改正に係る政令・規則の内容との整合性ですとか、公的部門の実情といったものを踏まえまして、必要な規律を政令・規則案において整備することとしたいと考えてございます。

今申し上げた点に当たるものは、具体的には、表でもお示ししている次の4点でございます。

1点目、「行政機関等と同様の安全管理措置を講ずべき業務」について御説明申し上げます。

令和3年改正法におきましては、学術、医療分野の独立行政法人等で一定のものについて、別表第2等で定めておりまして、これらの、いわゆる規律移行法人につきましては、原則として民間部門の規律を適用することとされております。しかし、規律移行法人が法令に基づき行う業務であって、政令で定めるものについては、行政機関等における安全管理措置の規定を準用することとさせていただきます。これは、法律第66条第2項第2号に規定されてございます。

この政令で定める業務につきましては、規律移行法人が法令に基づき行う業務のうち、公的部門に準じて、その信頼を確保する必要性ですとか、個人情報の不適正な利用による不利益の発生を防止する必要性といった観点から、公権力の行使に当たる行為を含む業務というものを特定することといたしました。

具体的には、独立行政法人等が交付する補助金等に関しまして、交付の決定ですとか、返還命令、立入検査等を含む、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき行う業務、また、個別法の定めに基づき行われる一定の検査ですとか、立入調査のようなものに関する業務、また、入院をしている者に対する行動制限等を含む、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づき行う業務、

更に、全国がん登録データベースの整備等を含む、がん登録等の推進に関する法律に基づき行う業務といったものも、この政令の規定で定める業務の内容として、定めたいと考えているところでございます。

また、2点目、「任意代理人による開示等請求」について御説明を申し上げます。

令和3年改正法におきましては、行政機関等に対する開示等請求について、従来認められていた法定代理人による請求に加えまして、任意代理人による請求というものが認められることとなりました。これは、法律第76条第2項等に規定されているものでございます。

これに伴いまして、政令において、任意代理人が行う場合も含めて、開示請求の際に、請求者が提示し、又は提出しなければならない書類といったものを定めることとしたいと考えてございます。

以上の2点が政令事項でありまして、次に申し上げるものが規則事項でございます。

3点目としまして、表の上から3つ目の欄でございますけれども、「漏えい等報告・本人通知の対象となる事態」について、御説明を申し上げます。

令和3年改正法におきましては、令和2年の個人情報保護法改正により、民間部門に設けられた漏えい等報告及び本人への通知に関する規律につきまして、行政機関等が保有個人情報を漏えい等した場合にも、民間部門と同様に、個人情報保護委員会等に対して報告等を行うことが義務づけられたところでございます。これは、法律の第68条で規定をされているところでございます。

法律におきましては、1つ目として報告等が義務づけられる対象の範囲、2つ目として個人情報保護委員会に対して報告する事項、期限、方法等について、また、3つ目として、本人に通知する事項及び期限について、それぞれ個人情報保護委員会規則で定めることと規定をされてございます。

このうち、1つ目の報告等が義務づけられる対象となる事態に関しまして、民間部門の規律では、漏えい等をした情報に含まれる本人の数が1,000人を超える場合については、報告等の義務の対象となるとしているところでございますけれども、公的部門につきましては、これを100人とするという方向で定めることとしたいと考えてございます。

その理由について簡単に申し上げますと、公的部門における過去の漏えい等事案に関するデータを確認しますと、本人の数が1,000人を超える事案につきましては、数自体非常に少ない一方で、100人を超える事案について見てまいりますと、典型的に安全管理上の問題があることが想定されるような、そういった事案が一定数含まれているものと考えられるところでございます。

また、特定個人情報保護評価の仕組みにつきまして、個人情報の漏えい等に係る本人の数が101人以上のものについては、重大事故という形で位置づけまして、行政機関等における過去の重大事故の発生の有無を、一定の評価の際にメルクマールとして用いていると、そういった仕組みがございます。

こういったことも参考にしまして、今回、行政機関等においては、漏えい等報告すべき

事案について、100人を基準として設定したいと考えているところでございます。

なお、これ以外の漏えい等報告の対象を定める基準ですとか、報告に当たっての手続的事項につきましては、民間部門の規律と特段変える必要はないであろうと思われまので、これは、民間部門同様の規律を措置したいと考えているところでございます。

また、表の上から4点目でございますけれども、「越境移転」について御説明申し上げます。

令和3年改正法においては、保有個人情報を利用目的以外の目的で越境移転する際に、移転先が我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国である場合や、体制整備に係る一定の基準を満たす場合等を除き、本人同意の取得が義務づけられたところでございます。

また、同意取得時における本人への情報提供並びに移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のために必要な措置及び本人の求めに応じた当該措置に係る情報提供も義務づけられたところです。こちらは法律の第71条で定められているものでございます。

その上で、法では、個人情報保護委員会規則において、1つ目として、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国の範囲、2つ目として、個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置、これは相当措置と呼ばれておりますけれども、それを継続的に講ずるために必要な体制の整備に関する基準、3つ目として、外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供の方法及び事項、4つ目として、外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置及び当該必要な措置に関する本人に対する情報提供に関する事項を定めることとされてございます。

この点、1つ目として申し上げた、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国の範囲につきましては、民間部門においては、EUとの間におけるGDPR、充分性認定等の相互認証を念頭に個人情報保護委員会規則において規定がなされているところ、公的部門においては、現時点で、こういった相互認証の枠組みが存在しないなど、民間部門における状況とは異なることから、現時点においては、個人情報保護委員会規則の定めを置かない、民間部門のような定めを置かないといったようなことを考えてございます。

他方で、それ以外の規律については、情報の提供元が行政機関等であることにより、規律すべき内容が必ずしも変わるものではない事項であったり、手続的事項であったりすることから、民間部門と同様の規律を置くこととしたいと考えているところでございます。

続きまして、3ページ目を御覧ください。

ここでは、今回お諮りする民間部門ガイドライン案の概要についてお示しをしております。

民間部門ガイドラインの改定に関しましては、本年6月に開催した第176回個人情報保護委員会においてお示した、学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方を踏まえ、

整理をしてございます。

具体的には、令和3年改正法で学術研究機関等が学術研究目的で個人情報等を取り扱う場合の規律について、一律の法の適用除外ではなく、個別の規定ごとに例外規定を設けることとしたこと、また、国立の病院、大学等の別表第2に掲げる法人等、いわゆる規律移行法人については、原則として、民間の病院、大学等と同様の規律を適用することとしたことを踏まえた改正を行うこととしたいと考えてございます。

これに加えて、通則編においては、令和3年改正法における学術研究機関等に関する定義規定の追加ですとか、条文構造の変化に即して、全体の構成を修正することとしたいと考えております。なお、これらについて記載内容自体は、従前お示しした考え方を踏襲することとしたいと存じます。

こちらの表で記載をしておりますけれども、上から「利用目的変更の制限の例外」、また、「要配慮個人情報取得の制限の例外」、また、「第三者提供の制限の例外」の部分の記載につきましては、学術研究例外による法の規律の一律の適用除外を改め、個別の規定ごとに例外規定が設けられた規律に関するものです。

それぞれ法の条文の規定に即して、改正の内容を記載しているところでございます。

このほか、上から4つ目の箱でございますけれども、「学術研究機関等の責務」につきましては、法律第59条において、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、当該個人情報の取扱いについて、この法律を遵守するとともに、学術研究機関等について、法律の特例が設けられているものも含めて、安全管理措置、苦情処理等、個人情報の適切な取扱いを確保するための必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならないとされておまして、これを踏まえた記載をするものでございます。

また、6月の第176回委員会でお示しした考え方にもあるとおり、学術研究機関等が自主規範を単独又は共同して策定、公表した場合であって、当該自主規範の内容が個人の権利利益の保護の観点から適切であり、その取扱いが当該自主規範にのっとっているときには、法の趣旨も踏まえまして、委員会としては、これを尊重することとしつつ、自主規範にのっとった個人情報の取扱いであっても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合については、原則として委員会は、その監督権限を行使するといった点につきましても、記載をすることとしてございます。

また、表の一番下の欄でございますけれども、「規律移行法人」につきましては、国の機関である国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等における個人情報の取扱い及び独立行政法人労働者健康安全機構の行う病院の運営に係る個人情報の取扱いにつきましては、学術研究機関、医療機関等としての特性を踏まえて、基本的には民間学術研究機関や医療機関等と同様に、民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用されることとされており、適用関係等について記載をすることとしてございます。

ただいま御説明申し上げました、令和3年改正個人情報保護法の政令、規則、民間部門

ガイドラインの案につきましては、本日御審議の上、御了承いただけましたら、速やかに意見公募手続を行いたいと考えてございます。

なお、今後、技術的な修正を行う可能性も、それぞれの案についてございまして、最終的な内容というのは、本案から変更される可能性がある点、お含みおきいただきたく存じております。

説明は、以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

浅井委員。

○浅井委員 まず、来年4月の令和3年改正法の一部施行に向けた政令等の策定は、当委員会が、公的部門を含めた個人情報保護法制の一元的な担い手として広く信頼を得ていくための重要なステップです。

今回の意見募集手続を通じて、様々な方々の意見にしっかりと耳を傾け、緻密に答えていくことが重要であると考えております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、特に修正の御意見がないようですので、この改正案で意見公募手続を実施したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、事務局において所要の手続を進めてください。委員会として、幅広い意見にしっかり耳を傾けることは重要であると、先ほどの浅井委員の御意見にもありましたが、私もそう考えますので、多くの方々から御意見を頂けることを期待しております。

本日の議題は、以上でございます。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取扱いをいたします。

それでは、本日の会議は、これで閉会でございます。